

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作

業務公募型プロポーザル実施要領

三県境地域創生会議では、兵庫県、鳥取県及び岡山県の県境に隣接した兵庫県宍粟市、同県上郡町、同県佐用町、鳥取県智頭町、岡山県美作市、同県西粟倉村（以下「6市町村」という。）に外国からの観光客を集客するため、豊かな自然、歴史・文化、食、癒し、温泉など6市町村の魅力を満載したガイドブックを制作する事業者の選定を行う為、下記のとおり公募型プロポーザルによる民間事業者の募集を行います。

1 プロポーザルの名称

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務選定公募型プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 業務の名称

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務

(2) 業務内容

別紙「三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による

(3) 業務期間

契約日から平成29年3月28日まで

(4) 提案限度額

本業務の規模は7,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

3 審査委員会

審査委員会は6市町村から構成する。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の資格を有していなければならない。ただし、第5条の参加表明書等の提出の日から契約締結の時までの間に、6市町村から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 単体企業で参加表明書等を提出すること。
- (2) 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安全かつ健全な経営能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は同条第2項の規定に該当しないものであること。
- (4) 第5条の参加表明書等の提出時において、6市町村から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 実施スケジュール＝予定＝

募集開始（公示）	平成28年 9月30日（金）
参加表明書提出期限	平成28年10月18日（火）
質疑受付締切	平成28年10月18日（火）
質問回答	平成28年10月20日（木）
提案書等受付締切	平成28年10月24日（月）
審査会（プレゼン）	提案書等受付締切後（後日連絡）
結果通知	プレゼン後 数日以内
契約締結	決定後

6 審査会等

(1) 企画提案書説明

審査委員会は、別に定めるプレゼンテーション実施要領により、提案者からのプレゼンテーションの内容を基に、下記(2)により採点する。採点の合計点数が高い順に受託候補者及び次順位者（補欠）を特定します。なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとします。

(2) 評価基準及び配点

審査における評価項目は以下のとおりです。

評価項目	評価事項
実施体制	業務を安定的に遂行するスケジュール及び人員体制であるか。また、実現可能な情報収集方法であるか。
企画性	資源をより魅力的に発信する内容であるか。構成に工夫や独自性があるか。

デザイン	イメージアップに繋がるデザインになっているか。 情報の配置、バランス、見やすさに配慮されているか。
業務実績	過去に同様の制作実績があるか。また実績が豊富であるか。
受託希望金額	提案内容の質に応じた受託希望金額であるか。

7 参加表明書等の交付場所及び交付方法

(1) 交付場所

6市町村のホームページから取得する。

(2) 交付方法

参加表明書等は、1者1部のみの交付とする。

8 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類	部数	内容等	備考
参加表明書	1	記名・捺印	様式第1号
企画提案書（概要）	8	ガイドブックの編集方針、調査・取材等の情報収集方法、制作計画スケジュール及び人員体制について記載すること。	様式任意（A4縦）
企画提案書（作品案）	8	1. 表紙・背表紙・裏表紙の作品案を提出。 2. 編集方針を踏まえたイメージの分かるよう見開き1面（2ページ分）の作品案を提出。 ※他の媒体を見本として提出することも可。	カラー、A4ヨコ
見積書	1	積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。	様式任意（A4）
企業概要書	8	企業概要書、商業登記事項証明書、財務諸表を提出すること。	様式第2号（添付書類含む）
印刷物または印刷データ企画業務受託実績	8	同種業務の制作実績（印刷物または印刷データ企画業務受託実績）	様式任意（A4）

(2) 提出場所

岡山県美作市経済部観光振興課

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38-2 2階

電話：0868-72-6693

(3) 提出方法

持参または郵送によること。

9 参加表明書等に関する質問書の提出場所及び方法

(1) 参加表明書等に関する質問は、質問書(様式3)を13(2)の担当部局に持参、郵送、電子メールにより受け付ける。(ただし、持参以外の場合は必ず電話で担当部局に、到着又は着信を確認すること。)なお、質問書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

A) 質問の受付先:13(2)の担当部局

B) 質問受付期間：平成28年10月18日(火)午後5時まで

持参する場合も同様

(ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(2) 電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答は、10月20日(木)までに随時美作市ホームページで回答します。

10 費用負担

参加表明書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

11 業務委託契約

(1) 契約の締結

三県境地域創生会議は、受託候補となった者と本委託に関する契約交渉を行う。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次順位者を随意契約の相手方とする。

(2) 業務名

三県境地域創生会議インバウンド推進事業に伴うガイドブック制作業務委託

(3) 履行期間

契約日から平成29年3月28日まで

(4) 契約者

三県境地域創生会議

(5) 契約書の作成の要否

作成を要する。

(6) その他

具体的な委託業務の実施にあたっては、参加表明書等に記載された内容を反映しつつ、三県境地域創生会議との協議に基づいて実施するものとする。

12 その他の事項

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、13(2)の担当部局とする。
- (2) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。
- (3) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事業所は、本プロポーザルに参加できない。
- (4) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合がある。
 - A) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - B) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - C) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - D) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 選考審査会は非公開とし、審査結果は、原則として公表する。

13 発注者及び担当部局

- (1) 発注者 三県境地域創生会議
- (2) 担当部局 美作市経済部観光振興課

〒707-8501 岡山県美作市栄町 38-2

電話：0868-72-1111 (代表)

0868-72-6693 (課直通)

Email：kanko@city.mimasaka.lg.jp